

条例等立案表

題 名		課 (室) 名
徳島県立学校規則の一部を改正する規則		学校政策課
		担当者名
		久田 真由美
		電話番号
		三 一 二 〇
制定理由		
<p>徳島県立鳴門渦潮高等学校、徳島県立吉野川高等学校、徳島県立小松島西高等学校、勝浦校及び徳島県立みなと高等学園の設置並びに徳島県立城西高等学校、徳島県立徳島商業高等学校、徳島県立阿南工業高等学校、徳島県立池田高等学校及び徳島県立三好高等学校の学科変更等所要の改正を行う必要がある。</p>		
あらまし		
<p>一 徳島県立鳴門渦潮高等学校の設置及び徳島県立吉野川高等学校の設置に伴い、新しい学科を設置することとした。</p> <p>二 新たに徳島県立小松島西高等学校勝浦校を設置することとした。</p> <p>三 徳島県立城西高等学校、徳島県立徳島商業高等学校、徳島県立阿南工業高等学校、徳島県立池田高等学校及び徳島県立三好高等学校に新しい学科を設置することとした。</p> <p>四 徳島県立みなと高等学園の設置に伴い、新しい学科を設置することとした。</p> <p>五 その他所要の改正を行うこととした。</p> <p>六 この規則は、平成二十四年四月一日から施行することとした。ただし、別表第四の改正規定は、平成二十三年十一月一日から施行することとした。</p>		
予算上の措置		
関係法規		
<p>徳島県立学校設置条例(昭和三十九年条例第五十五号)</p> <p>学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)</p>		
法令審査会	要・否	備 考

徳島県教育委員会規則第九号

徳島県立学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 佐藤 盛仁

徳島県立学校規則の一部を改正する規則

徳島県立学校規則(昭和三十三年徳島県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「伝染病」を「感染症」に改める。

第三十六条第一項中「伝染病」を「感染症」に改める。

別表第一徳島県立城西高等学校の項中

農業科学科

を

農業科学科
生産技術科
植物活用科
食品科学科

に

改め、同表徳島県立徳島商業高等学校の項中

総合情報ビ
ジネス類
OAビジネ
スコース
流通ビジネ
スコース
国際ビジネ
スコース
会計ビジネ
スコース
情報ビジネ
スコース
情報システ
ムコース

を

総合情報ビ
ジネス類
OAビジネ
スコース
流通ビジネ
スコース
国際ビジネ
スコース
会計ビジネ
スコース
情報ビジネ
スコース
情報処理科
会計情報科
商業科

に改め、同表徳島県立勝浦高等学校の項を次のように改める。

徳島県立小松島西高等学

業

応用生産科

勝浦郡勝浦町

校勝浦校

農園芸福祉科

別表第一徳島県立阿南工業高等学校の項中

工業類
機械電子コ
ース
電気コース
情報土木コ
ース
理数コース

を

工業類
機械電子コ
ース
電気コース
情報土木コ
ース
理数コース
機械科
電気科
建設科

に改め、同表徳島県立鳴門第一高等学校の項を次のように改める。

徳島県立鳴門渦潮高等学 校		
総合学科	体育	工業
	スポーツ科学	工業類 情報理数コ ース
鳴門市大津町		

別表第一の表徳島県立阿波農業高等学校の項を削り、同表徳島県立鴨島商業高等学校の項を次のように改める。

徳島県立吉野川高等学校	
商業	農業
商業科 経営情報科 会計ビジネス科 情報ビジネス科 食ビジネス科	農業科 園芸科学科 生物活用科
吉野川市鴨島町	

別表第一徳島県立池田高等学校の項中

普通科

を

普通科	数理
	探究科

に改め、同表徳島県立三好高等学校の項中

生物資源類 生物生産コース 森林環境コース 食品発酵コース	ビジネス類 情報コース 会計コース
--	-------------------------

を

生物資源類 生物生産コース 森林環境コース 食品発酵コース 食農科学科 環境資源科	ビジネス類 情報コース 会計コース 情報ビジネス科
--	------------------------------------

に改める。

別表第四の表徳島県立池田支援学校美馬分校の項の次に次のように加える。

徳島県立みなと高等学校			
高等部			
商業ビジネス科	情報デザイン科	生産サービス科	流通システム科
病弱		知的障害	
小松島市中田町			

附 則

- この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第四の改正規定は、平成二十三年十一月一日から施行する。
- 平成二十四年三月三十一日に徳島県立勝浦高等学校に在籍する生徒は、第三十条の

規定にかかわらず、同年四月一日に徳島県立小松島西高等学校の校長が指定する当該高等学校全日制の課程の学科及び学年に転学するものとする。

3 平成二十四年三月三十一日に徳島県立鳴門第一高等学校に在籍する生徒は、第三十条の規定にかかわらず、同年四月一日に徳島県立鳴門渦潮高等学校の校長が指定する当該高等学校全日制の課程の学科、類・コース及び学年に転学するものとする。

4 平成二十四年三月三十一日に鳴門市立鳴門工業高等学校に在籍する生徒は、徳島県立高等学校に在籍する生徒とみなし、第三十条の規定にかかわらず、同年四月一日に徳島県立鳴門渦潮高等学校の校長が指定する当該高等学校全日制の課程の学科、類・コース及び学年に転学させるものとする。

5 この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間における徳島県立鳴門渦潮高等学校の所在地は、改正後の別表第一の表の規定にかかわらず、鳴門市撫養町及び大津町とする。

6 平成二十四年三月三十一日に徳島県立阿波農業高等学校又は徳島県立鴨島商業高等学校に在籍する生徒は、第三十条の規定にかかわらず、同年四月一日に徳島県立吉野川高等学校の校長が指定する当該高等学校全日制の課程の学科及び学年に転学するものとする。

(改正案)

第二章 学期及び休業日

(休業日)

第八条 (略)

2～4 (略)

5 校長は、感染症の発生、非常変災その他急迫の事情があるときは、生徒等の一部又は全部に対する授業を臨時に行わないことができる。この場合においては、次の事項を直ちに委員会に報告しなければならない

一～三 (略)

第七章 生徒等管理

(出席停止)

第三十六条 校長は、生徒等が感染症にかかったとき又はそのおそれがあるときは、当該生徒等の出席を停止させることができる。

2・3 (略)

別表第一 (第三条関係)

高等学校全日制の課程

学 校 名	学 科 及 び 類 名	所 在 地

(略)

徳島県立 城西高等 学校	業	農業科学科	徳島市鮎喰町二 丁目
	農	生産技術科 植物活用科 食品科学科	
総合学 科			

(現行)

第二章 学期及び休業日

(休業日)

第八条 (略)

2～4 (略)

5 校長は、伝染病の発生、非常変災その他急迫の事情があるときは、生徒等の一部又は全部に対する授業を臨時に行わないことができる。この場合においては、次の事項を直ちに委員会に報告しなければならない。

一～三 (略)

第七章 生徒等管理

(出席停止)

第三十六条 校長は、生徒等が伝染病にかかったとき又はそのおそれがあるときは、当該生徒等の出席を停止させることができる。

2・3 (略)

別表第一 (第三条関係)

高等学校全日制の課程

学 校 名	学 科 及 び 類 名	所 在 地

(略)

徳島県立 城西高等 学校	業	農業科学科	徳島市鮎喰町二 丁目
	農		
総合学 科			

学校 徳島県立 阿波高等 学校	徳島県立 板野高等 学校	総合学 科	徳島県立 鳴門渦潮 高等学校	徳島県立 鳴門高等 学校	(略)	徳島県立 阿南工業 高等学校	(略)	富岡東高 等学校
			工業 情報理数コース	普通 科				
普通 科	普通 科		鳴門市大津町	鳴門市撫養町		阿南市宝田町		阿南市領家町

学校 徳島県立 阿波高等 学校	徳島県立 板野高等 学校	総合学 科	徳島県立 鳴門第一 高等学校	徳島県立 鳴門高等 学校	(略)	徳島県立 阿南工業 高等学校	(略)	徳島県立 富岡東高 等学校
			工業 情報理数コース	普通 科				
普通 科	普通 科		鳴門市撫養町	鳴門市撫養町		阿南市宝田町		阿南市領家町

徳島県立 三好高等 学校	業	農	業	徳島県立 池田高等 学校	普 通 科	徳島県立 川島高等 学校	徳島県立 吉野川高 等学校	徳島県立 名西高等 学校	
	ビジネス類 情報コース	環境資源科	食農科学科						生物資源類 生物生産コース 森林環境コース 食品発酵コース
三好市池田町				三好市池田町		吉野川市川島町		名西郡石井町	

徳島県立 三好高等 学校	商	業	農	徳島県立 池田高等 学校	普 通 科	徳島県立 川島高等 学校	徳島県立 鳴島商業 高等学校	徳島県立 名西高等 学校	徳島県立 阿波農業 高等学校		
	ビジネス類 情報コース 会計コース	食農科学科	生物資源類 生物生産コース 森林環境コース 食品発酵コース							普 通 科	商 業 科 経営情報科
三好市池田町				三好市池田町		吉野川市川島町		名西郡石井町		阿波市土成町	

	商
	会計コース
	情報ビジネス科

(略)

別表第四(第三条関係)

特別支援学校

	学校名
	部及び学科名
	対象とする 障害種別
	所在地

(略)

徳島県	立池田	支援学	校美馬	分校
高等部				
商業ビジネス科	情報デザイン科	生産サービス科	流通システム科	
知的障害		病弱		
美馬市	美馬町	町		

(略)

別表第四(第三条関係)

特別支援学校

	学校名
	部及び学科名
	対象とする 障害種別
	所在地

(略)

徳島県	立池田	支援学	校美馬	分校
高等部				
(新設)				
知的障害				
美馬市	美馬町			

徳島県立学校規則の一部改正について

学校政策課

1 改正の概要

本県では、少子高齢化、高度情報化、国際化などの社会環境の変化や、生徒や保護者の価値観の多様化を踏まえ、新たな時代に対応した学校づくりや多様な教育の実現を図るため、再編整備等を進めている。このことに伴い、次のとおり学科等の再編を行う。

鳴門市地域では、鳴門第一高等学校と鳴門工業高等学校を再編統合し、徳島県立鳴門渦潮高等学校を、吉野川市・阿波市地域では、鴨島商業高等学校と阿波農業高等学校を再編統合し、徳島県立吉野川高等学校を平成24年度に開校することとしている。これらの県立学校等の再編統合に伴い、両校に新しく学科を設置することとする。

新たに徳島県立小松島西高等学校勝浦校を設置することとする。

徳島県立城西高等学校、徳島県立徳島商業高等学校、徳島県立阿南工業高等学校、徳島県立池田高等学校及び徳島県立三好高等学校に新しい学科を設置することとする。

※別紙「平成24年度 県立高等学校学科再編等一覧」 参照

発達障害の生徒に対して、社会的・職業的自立に向けた教育を行うことを目的として、平成24年度に開校される徳島県立みなと高等学園に学科を設置することとする。

※別紙「徳島県立みなと高等学園の設置に伴う新しい学科の設置について」 参照

その他所要の改正を行う。

2 施行期日

平成24年4月1日

(ただし、徳島県立みなと高等学園に関する改正規定にあつては、平成23年11月1日施行)

平成24年度 県立高等学校学科再編等一覧

平成23年度入学生	平成24年度入学生
① 鳴門渦潮高等学校	
〔鳴門第一高等学校〕 総合学科 (自然科学系列) (人文科学系列) (福祉系列) (情報マネジメント系列)	〔鳴門渦潮高等学校 撫養キャンパス〕 総合学科 (自然科学系列) (人文科学系列) (生活福祉系列) (総合ビジネス系列)
〔鳴門工業高等学校〕 工業科 工業類	
② 吉野川高等学校	
〔阿波農業高等学校〕 農業科 農業科学科 園芸科学科	〔吉野川高等学校〕 農業科 農業科学科 生物活用科 商業科 会計ビジネス科 情報ビジネス科 食ビジネス科
〔鴨島商業高等学校〕 商業科 商業科 経営情報科	
③ 小松島西高等学校勝浦校	
〔勝浦高等学校〕 農業科 応用生産科 園芸福祉科	〔小松島西高等学校勝浦校〕 農業科 応用生産科 園芸福祉科
④ 城西高等学校	
農業科 農業科学科 総合学科 (ヒューマン系列) (サイエンス系列) (ケア・メディカル系列)	農業科 生産技術科 植物活用科 食品科学科 総合学科 (人文社会系列) (理数科学系列) (医療福祉系列)
⑤ 徳島商業高等学校	
商業科 総合情報ビジネス類	商業科 情報処理科 会計情報科 商業科
⑥ 阿南工業高等学校	
工業科 工業類	工業科 機械科 電気科 建設科
⑦ 池田高等学校	
普通科	普通科 理数科 探究科
⑧ 三好高等学校	
農業科 生物資源類 商業科 ビジネス類	農業科 食農科学科 環境資源科 商業科 情報ビジネス科

徳島県立みなと高等学園の設置に伴う新しい学科の設置について

(平成24年度徳島県立みなと高等学園生徒募集選抜・基本方針から抜粋)

募集学科	募集定員	対象とする障害
商業ビジネス科	8名	病弱を伴う発達障害
情報デザイン科	8名	
生産サービス科	8名	知的障害を伴う発達障害
流通システム科	8名	